

第 26 回 ITTO 理事会の結果について

柱 本 修

国際熱帯木材機関（ITTO）の第 26 回理事会が平成 11 年 5 月 28 日（金）から 6 月 3 日（木）までの 6 日間、タイのチェンマイにおいて開催された。本理事会の概要を以下に報告する。

1. ITTO 事務局長選挙の進め方

本年 3 月に ITTO 設立以来 12 年余りの長期に渡り事務局長を勤めたフリーザイラー・チェ・イエヨム氏が勇退した。フリーザイラー氏は、持続可能な熱帯林経営の基準・指標の策定、サラワク州の伐採量の削減、西暦 2000 年目標（後述）への合意等、数々の国際的に評価の高い政策を実現し、熱帯林の持続可能な経営の推進と ITTO の発展に大きく貢献した。3 月以降は林産業担当の事務局次長であるソブラル・フィリョ氏が事務局長代理を努めている。今回理事会では、事務局長候補者の募集を ITTO の機関紙やホームページ、エコノミスト等の専門誌等を通じて行うこと、選考委員会を開催し候補者を審査すること、本年 11 月の第 27 回理事会において事務局長を選出することなど、具体的な進め方が合意された。

なお、今回理事会の最終日にインドネシアが事務局長は生産国側から選出されるべきとの声明を行い、ブラジルは事務局長候補に上記のソブラル氏（ブラジル人）を推薦する旨表明した。

2. 基準・指標を計測するマニュアルの策定

ITTO では 1992 年に「持続可能な熱帯林経営の基準・指標」を策定しているが、昨年（平成 10 年）の第 24 回理事会において、この基準・指標を用いて森林経営の状況を

HASHIRAMOTO, Osamu : The 26th Session of the International Tropical Timber Council

林野庁林政部木材貿易対策室

計測するためのマニュアルの作成に合意した。マニュアルの原案は、英国のダンカン・ブアー氏とマレーシアのタン・ホイチュウ氏により作成され、さらに本年3月、この2名と日本、英国、米国、インドネシア、ブラジル、カメルーンの専門家からなる委員会が開催され、1週間に及ぶドラフティング作業を経てドラフトが作成された。マニュアルはITTOの基準・指標と同様、国レベルと経営単位レベルの両面から各国の持続可能な森林経営への取組の進捗状況を評価・報告できるようになっており、また、持続可能な森林経営の評価が国際的に緊急の課題であることを踏まえ、途上国においても直ちに実施できる手法を採用している。報告に際しては、単に現状を明らかにするだけでなく、将来に向けた改善策の検討を促すよう配慮されている。

マニュアルのドラフトは今回理事会において大きな修正なく採択され、さらにアジア、南米、アフリカの3地域でマニュアルの使用方法を普及するためのワークショップの開催と、フィールドテストを行うことが合意された。今後加盟生産国の持続可能な森林経営への取組状況が共通の指標により明らかにされ、評価されることが期待される。

3. 持続可能な森林経営の評価手法の検討

今回の理事会の最も注目すべき合意は、生産国により、持続可能な森林経営を監査・実証する仕組みを検討するよう提案されたことである。市場アクセスの議論において、熱帯木材の市場アクセスを改善するための1つの方策として、輸入国の消費者の熱帯木材に対するイメージを改善するような情報の提供が重要であることが認識され、これに対して、森林認証への取組が進んでいるマレーシアから本件が発案され、インドネシア、ガーナ、ブラジル等の賛同を得て生産国側の提案として本会議に提出された。具体的内容の作成には、我が国、米国、カナダ等の消費国の代表も建設的な意見を出し、最終的に以下の内容が合意された。

ITTOが既に実施されている森林認証規格の監査方法や手続きを分析し、熱帯林の持続可能な経営を評価・監査するのに必要な要素を検討すること。さらに人材育成、コスト、開発に必要な期間、ITTOの基準・指標の活用等の観点から、熱帯林の持続可能な経営の監査システムを開発する可能性を検討すること。

この提案が生産国側から出されたことは、1997年にIPF（国連に設置された政府間森林パネル）において開発途上国等が主張した、基準・指標を森林認

証・木材ラベリングや認証のための達成度基準に使用すべきではないという方針を覆す大きな意識の変化といえるであろう。生産国からこのような研究が提案された背景には、FSC や各国独自の森林認証規格の実施が進む中で、生産国が、環境 NGO も参加し国際的に合意された ITTO 基準・指標を活用して熱帯木材の国際的な評価を高める必要性を感じるようになったこと、今回 ITTO の基準・指標を計測するマニュアルが開発されたことから、森林経営の監査手法を開発することが現実に可能となったことを挙げることができる。なおこの提案や決議は ITTO 自身が森林認証を行う認証機関となることを想定しているものではない。

4. 2000 年の目標の評価

ITTO 加盟国は、西暦 2000 年までに持続可能な経営が行われている森林から生産された木材を貿易の対象とするとの努力目標（西暦 2000 年目標）に合意している。今回理事会では、2000 年 5 月に予定の第 28 回理事会において、西暦 2000 年目標に向けた加盟国の進捗状況及び ITTO の取組の評価を行い、公表することが合意された。この評価には 1995 年の中間報告の様式及び先述の ITTO の基準・指標を計測するマニュアルが活用されることとなった。各国の持続可能な森林経営への取組状況が明らかとなり、1995 年の中間報告から大きく進展していることが期待される。

5. プロジェクト活動

合計 31 件のプロジェクト及び事前プロジェクトが承認され、我が国はタイの熱帯林の持続可能な経営の基準・指標に関するプロジェクト、ブラジルのコミュニティ林産業プロジェクト等への拠出を表明した。

第 27 回理事会は、本年 11 月 1 日～6 日、横浜市において、第 28 回は、2000 年 5 月 24 日～30 日、ペルーのリマ市において開催予定である。